

区民葬儀
利用助成事業の
ご案内

文京区

文京区では、区民葬儀を利用した方に対して助成事業を実施しています。

申請できる方

区民葬儀券の「火葬券」「祭壇券」をいずれも利用して葬儀を行った喪主の方

ただし、以下のいずれかに当てはまる場合にのみ申請できます。

- (1) 喪主の方が、葬儀の日において文京区内に住所を有している場合
- (2) 死亡者が、死亡の日において文京区内に住所を有している場合

助成内容

葬儀 1 件あたり 1 万円

申請に必要なもの

- ①文京区区民葬儀利用助成申請書兼請求書
※区民葬儀券交付の際、戸籍住民課の窓口でお渡ししています。
(福祉政策課窓口又は文京区ホームページからのダウンロードも可能です。)
※利用した葬祭業者に記入していただく部分があります。
- ②葬儀の領収書 (写し可)
- ③印鑑
※①に押したものと同じもの。朱肉で押印する印鑑に限ります。
(シャチハタ・ダンパー不可)
- ④振込先の通帳
※申請の際、窓口で振込先の口座の種類 (普通又は当座) ・銀行・支店・口座番号などを所定の様式に記入していただきます。
- ⑤ (申請者と助成を振り込む口座の名義が異なる場合) 委任状
※文京区ホームページからダウンロード可能です。

申請期限

葬儀を執行した日から1年間

区民葬儀及び利用助成申請の手順

- ① 戸籍住民課で死亡届出時に、区民葬儀券の交付をお申し出ください。
- 
- ② 火葬許可証とともに区民葬儀券及び助成申請書をお渡しします。
- 
- ③ 区民葬儀取扱指定店一覧表からお選びいただいた葬祭業者と葬祭ランク・葬祭日時等をご相談ください。
- 
- ④ 区民葬儀をご利用する際に、区民葬儀券及び助成申請書（申請者が記入・押印したもの）を葬祭業者にお渡しください。
- 
- ⑤ 葬儀執行後、利用した葬祭業者から助成申請書（葬祭業者が記入・押印したもの）及び領収書を受け取り、左ページの「申請に必要なもの」を揃えて、福祉政策課窓口（文京区春日1-16-21 文京区役所11階）に持参してください。

☆死亡届出等の手続きを、葬祭業者が行う場合もございます。
区民葬儀の利用をお考えの方は、まず区民葬儀取扱指定店
にご相談ください

文京区内の区民葬儀取扱指定店一覧表 （令和5年7月25日現在）

	葬儀店名	所在地	電話番号	FAX番号
1	本郷金子商店(株)	文京区本郷2-14-9	0120-18-7837	3812-0700
2	(株)杉元	文京区本郷4-34-17	3813-5601	3813-5604
3	(有)神谷商店	文京区根津2-20-4	3821-4215	3822-4219
4	(有)矢口葬祭	文京区大塚5-18-1	3941-7222	3941-7120
5	(有)鈴木商店	文京区小石川1-22-8	3811-6818	3816-2817
6	磯辺葬儀社	文京区目白台2-9-6	3941-0983	3945-3609

☆文京区内で区民葬儀を取り扱っている業者の一覧です。

☆区民葬儀の利用をお考えの方は、まず区民葬儀取扱指定店にご相談ください。

※区外の区民葬儀取扱指定店で区民葬儀を利用した場合も、助成の対象になります。

<お問い合わせ先>

文京区 福祉部 福祉政策課 地域福祉係

〒112-8555 東京都文京区春日1-16-21

電話 03-5803-1202